

河内長野市起業家支援事業補助金


河内長野市では、市内産業の振興に繋がる起業促進を図ることを目的として、「河内長野市起業家支援事業補助金」を制定しました。市内起業家が起業までに必要な「広告宣伝費」に対し補助金を交付します。

以下全てに該当する方が申請できます

- 起業の日を迎えておらず、補助事業年度内に開業（または法人設立）の届出可能な方、または、起業の日から1年を経過をしていない方
- 事業主が本市に居住し、住民基本台帳に記録されている（個人事業）方
- 本社機能を有する事業所を市内に設置する予定の方（法人の場合は、登記上の本店所在地も市内に設置する予定の方）
- 市税を滞納していない方
- 本市より、特定創業支援の証明書発行を受けている方
- 必要な許認可を受けている（未取得の場合は、取得までの計画書を提出できる）方
- 風俗営業に該当する業種でないこと（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定）
- 市長が補助対象事業として適当と認める業種での起業を予定している方
- 違法な行為を手段としていない方

補助内容

～起業に際し必要な広告宣伝費を補助～

<p>補助対象経費</p>	<p>広告宣伝費（事業開始時の広告宣伝に要する経費）  WEBサイトの作成、チラシの作成、チラシの折込、名刺の作成、看板の設置、など</p>
<p>補助金額</p>	<p><u>補助対象経費の2分の1以内</u> <u>上限額5万円！</u>（但し、1事業者1回かぎり）</p>
<p>申請時添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 住民票の写し • 市税の完納証明書 • 社会保険料に滞納がないことの証明書 • 補助対象経費の見積書 • 補助を希望する事業の内容がわかるもの（仕様書等） • 営業許可証の写し（必要業種の場合。申請時には、取得までの計画書で可） （※転居状況などで添付書類が変更となる可能性があります）